

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（木）午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年8月10日（木）午後2時45分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員 1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 9番 南 喜久治
10番 小野 真一 12番 杉谷 孫司 13番 柏木 彰文
14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 6番 木戸 孝 7番 鈴木 隆文 8番 藤原 久恵
11番 清水 哲治
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主任 石川 智寛
主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第12号 農地法第18条第5項の規定による合意解約通知について
議案第31号 非農地証明について
議案第32号 農地法第3条の規定による許可について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可について
議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第35号 白浜町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について
議案第36号 白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則について
議案第37号 白浜町農業委員会会長専決規程を廃止する規程について
議案第38号 白浜町農業委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
その他
閉会
8. 会議の概要
局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から8月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、6番の木戸 孝委員、7番の鈴木 隆文委員、8番の藤原 久恵 委員、11番の清水 哲治委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の市川 博委員と13番の柏木 彰文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

2番委員
13番委員

はい。

議長

それでは、ただいまから会議を開催いたしますが、本日の議事日程につきまして、事務局から提案があるとのことでございます。事務局から提案をお願いします。

係長

本日お手元に追加議案といたしまして、議案第36号 白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則について、議案第37号 白浜町農業委員会会長専決規程を廃止する規程について、議案第38号 白浜町農業委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について配布させていただいております。この追加案件につきまして、後程ご審議いただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長

ただ今、事務局から追加議案の配布と議事日程についての提案がございました。後程、議案第36号 白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則について、議案第37号 白浜町農業委員会会長専決規定を廃止する規程について、議案第38号 白浜町農業委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご審議いただきたいとのことですが、ご異議ございませんか。

全員

異議なし。

議長

ありがとうございます。のちほど、議案第36号から議案第38号についてご審議いただきます。それでは、議題に入らせていただきます。報告第12号 農地法第18条第5項の規定による合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長

はい。ご報告前に1点訂正がございます。議案書の9ページをお願いします。位置図の方になりまして、〇〇を表示していますが、正しくは〇〇、位置も〇〇の左となりとなります。訂正分を配布していますので、申し訳ございませんが、差し替えをお願いいたします。それでは、報告第12号 農地法第18条第5項の規定による合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いします。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は882㎡です借人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳です。小作権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をいたしましたとのことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 12 号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第 31 号 非農地証明について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 31 号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は台帳が田、現況は宅地、面積は 99 m²です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和 52 年頃から宅地とのことです。申請理由は、当該地は、昭和 52 年頃から隣接地と一体的に利用しており、現在に至っていますとのことです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしく願います。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、事務局と会長、〇〇委員、〇〇委員と現地を確認しました。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 31 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 2 筆で、地目は、台帳が田、現況が畑、面積は合計 595 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、5,710 m²となります。申請理由は、譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は自宅から近く、効率的に耕作できると考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしく願います。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員の

ご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 32 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 6 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は 345 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場兼庭園への転用申請です。申請理由は譲渡人については当該地を相続により取得したが、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことで、譲受人については住まいが隣接地であることから、当該地を駐車場兼庭園として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、すでに一部駐車場として利用されているため始末書付きの申請となっています。また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしく願います。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と現場を確認しました。きちんと管理される方ですので、異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 33 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 34 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 34 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画

の決定についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は4件、7筆で、面積は合計3,948㎡となっております。全件につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。まず、1番についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は370㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年9月1日から2年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計1,828㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和5年9月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計952㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年9月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は798㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年9月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 再設定ということで、異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 以前から耕作されている方ですので、異議ございません。

議長 3番、4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 以前借りておられた方からの変更申請になりますので、異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 34 号につきまして、計画の決定を承認いたします。続きまして、議案第 35 号 白浜町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 35 号 白浜町農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてご説明いたします。これは 7 月の委員会で振興係より説明のあった白浜町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。基本構想の変更について、ご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。本件について、ご意見ございませんか。

〇〇委員 主たる従事者 1 人あたり 400 万円程度の農業所得を水準としていますが、達成は可能でしょうか。

振興係 白浜町基本構想を策定するにあたり、和歌山県の基本方針が策定されており、それに準ずる形で案として提案をしています。また、400 万円の農業所得は、税法上の所得と少し違っており、青色申告による特別控除や、専従者給与分を含めない所得金額となります。要は農業収入から経費のみを差し引いた金額となるわけです。

〇〇委員 その考え方でも所得が 400 万円もあれば、農業をやめる人はでてこないと思います。年間 200 万円の金額でも必死な状態です。そう簡単にクリアできるものではないと思いました。

〇〇委員 今の話に関連したことにはなりません。農業経営の指標が示されています。それぞれのケースでどれだけの農家さんが、この実績を上げたかどうか知りたいです。

振興係 個別で何世帯あるかの把握はできていないです。

〇〇委員 年間 2000 時間の労働時間を目標にする中で、トルコギキョウの他に小菊や水稻をする時間ができるようには思えません。それぞれ機械が違うこと、農地を維持するだけでも相当に時間とお金がかかります。

振興係 今回の資料は、和歌山県が出している指標を元にして作成しています。今回のケースであれば、トルコギキョウの栽培をメインにするのであれば、これだけの経営面積が必要かなと考えられた数字を提示しています。今回いただいた意見を踏まえて、振興局と相談のうえ、適切な経営モデルとなるよう協議したいと思います。

〇〇委員 経営管理の方法についてですが、複式簿記記帳と青色申告の実施を別々に記載があります。青色申告の中に複式簿記の内容があると思いますので、一体としての記載にするべきだと思います。

ます。

振興係 そのようにいたします。

〇〇委員 農業経営の安定化の中ですが、収入保険の他に、農業者年金の推進もしていくべきだと思います。

〇〇委員 先ほどのトルコギキョウの鉄骨ハウスですが、40アールの鉄骨ハウスを建てるのにどれくらいのお金がかかるか調べてみてください。普通の農家で借金をして出せる金額ではありません。

〇〇委員 農業所得の400万円というのは、収入はどのくらいの金額を想定していますか。

振興係 経費の部分については、農業者の具合がありますので、回答を用意はしていません。

〇〇委員 先ほどの花卉栽培の話に戻りますが、鉄骨ハウスのほとんどが8割から9割の補助事業を使って建設されたものになります。それでようやく経営が成り立っている状態です。そういった補助事業を新たに使うのであれば、話は別ですが、現実的には不可能な話です。絵に描いた餅でも構いませんが、町に対してこの指標のとおりやってみたいと話があった際に、返答に困ると思います。農業をしていけば、倉庫や車等、必要なものが次から次へと出てきます。事例や巧妙があればいいとは思いますが、これは何のためにしているのでしょうか。わかりません。他所からやってきて倉庫を借り、農地を借りて経営している人がたくさんです。その地域に根を下ろして、その住民として地域の役割を果たすことが大事のように思います。農業が好きだからやっているとか、補助金がもらえるから農業をしようとする人ばかりでは、地域が成り立っていかないと思います。〇〇地域はあまりわからなくて申し訳ないんですが、〇〇地域では荒れた農地が各地区で出てきている状態です。行政を含めて改革をしないとどうにもならないと思います。

〇〇委員 〇〇地域も農業をやめていく一方です。〇〇地域でも空き田んぼが出てきてしまいました。

〇〇委員 〇〇地域も恐ろしいことになってきています。

振興係 私も農業行政に携わる中で、圃場整備をした〇〇地区、〇〇地区でも遊休農地が目立ってくるようになりました。農業従事者が減っていく中で、難しい課題だとは思っています。地域に住んで農業経営をしていくと話がありましたが、これからは白浜町の住民に限らず、新規就農者等を近隣市町村からも農業者を集めて、力を合わせて地域を盛り上げていくことも大事になってくると考えています。国の考えでは、新規就農者に生活支援として補助金の交付事業を行っているのが主となっています。それ以外に、県や町独自の補助をしていくことも必要になってくるのではと考えています。

〇〇委員 平成18年につくった構想を変更しようと考えているということですね。

振興係 平成18年の白浜町と日置川町の合併を機にできたものとなっています。

〇〇委員 基本構想を変更することについては構いませんが、これを変更した後、これで終わりにしてしまうのか、具体的に構想に沿って計画を立てていくことまで考えているのでしょうか。先ほどのトルコギキョウの話になりますが、鉄骨ハウスを建てて指標の通りに経営をしようとするのであれば、こういった補助事業を使っていけばいいのか等の筋道をつける必要があるのではないかと思います。

振興係 人・農地プランというものを策定しています。国のほうで法律が改正され、令和6年度中に地域計画を策定するようにと指示がでています。農地を誰が担っていくかを地域の方を含めて検討してくださいというものになります。個別の対応については、地域計画策定のタイミングでしていければと考えているところです。

〇〇委員 指標の中で、繁殖牛と果樹栽培の経営でトラクターをどこでどのように使う想定をしているのでしょうか。

〇〇委員 どういった経営をするかによって変わってくると思います。牧草を作るのであれば、トラクターは必要となります。

〇〇委員 田んぼであればいくらでも貸してもらえる時代になりました。地域で1人頑張って農業をやっていたら、皆がやってくれと頼んでいく人ばかりです。もう今の状態ではお手上げとなっている農家ばかりになっています。

〇〇委員 本気で農業をやると行政が腹を括って頑張るなら色々変わってくるかもしれません。

〇〇委員 このところから、〇〇地域で芋栽培をやっている方がおりますが、経営はうまくいっているのでしょうか。

〇〇委員 さつまいもを作れば、すべてが秀品だと思い込んでいるように思います。実際にできたものを見れば、3分の1程度しか残らないと思います。

振興係 町から国の補助金を出しているため、経営状況については、報告を随時いただいている状態にあります。また、さつまいもは系列会社に販売する予定で、加工ベースでの販売を考えているようです。焼き芋のように、形が綺麗でないといけないというわけでもないようです。

〇〇委員 なんとか基本構想通りに近づいていけるようお願いしたいと思います。

議長 現実的には非常に厳しい状態にある中で、農業経営にかかる構想を出していかないといけな

いのもわかります。今回出た意見を精査したうえで検討いただき、基本構想を変更いただけたらと思います。この内容で町へ回答してよろしいでしょうか。

全員 異議ございません。

議長 ありがとうございます。では、今回出た意見を精査いただくよう、回答いたします。続きまして、議案第 36 号 白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 36 号 白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則についてご説明いたします。お配りしております白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則についてお願いいたします。～説明～事務局からの説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。本件について、ご意見、ご質問ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 36 号につきまして、同意をいたします。続きまして、議案第 37 号 白浜町農業委員会会長専決規程を廃止する規程について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 37 号 白浜町農業委員会会長専決規程を廃止する規程についてご説明いたします。お配りしております白浜町農業委員会会長専決規程を廃止する規程についてお願いいたします。～説明～事務局からの説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。本件について、ご意見、ご質問ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 37 号につきまして、同意をいたします。続きまして、議案第 38 号 白浜町農業委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 38 号 白浜町農業委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。お配りしております白浜町農業委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてお願いいたします。～説明～事務局からの説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。本件について、ご意見、ご質問ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 38 号につきまして、同意をいたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
～農政情報について
～令和 5 年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の開催について
～農用地利用集積計画一括方式について

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和 5 年 9 月 8 日（金）午後 1 時 30 分から日置川拠点公民館 2 階大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後 2 時 45 分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。